

平成30年4月2日
(2018年)

業 者 各 位

建 設 総 務 課

建設工事に係る契約手続きについて

平成30年4月から、現在、建設総務課で行っている建設工事に係る契約の締結を、工事の担当課で行うこととなります。

それに伴い、契約書交付までの手続きが次のとおり変更となりますのでご注意ください。

変更前	変更後
<p>落札決定 建設総務課から連絡 ↓ (契約保証の手続き) ↓ 建設総務課の窓口で 契約書への押印等の手続き ↓</p> <p>契約成立 その場で契約書を交付</p>	<p>落札決定 建設総務課から連絡 ↓ (契約保証の手続き) ↓ 建設総務課の窓口で 契約書への押印等の手続き ↓</p> <p>建設総務課で いったん契約書をお預かり ↓ 工事の担当課で市長印を押印 契約成立 ↓ 後日、工事の担当課から契約書を交付</p>